

判例から学ぶ医療と法 — 第79回

「証拠保全の対象とならない文書」

東京高裁平成23年7月19日決定

弁護士法人 杜協同法律事務所

弁護士 佐藤 裕一

◆事案の概要

B大学病院（以下「B病院」という）において脳腫瘍の摘出術を受けた患者が、術後に後遺障害が残ったのはB病院の医師の過失によるものであると主張して、カルテや各種医療記録などの証拠保全の申立てを行った事案である。原審は証拠保全の決定を行ったが、B病院は「医師賠償責任保険事故・紛争通知書」（以下「本件通知書」という）について民事訴訟法220条4号ニ所定の自己利用文書に当たることなどを理由に任意の提示を拒否した。申立人はB病院が任意に提出しない場合に備えて検証物提示命令の申立てを合わせて行っていたため、原審はそれについての判断を行い、結論としては申立てを却下した。それに対して申立人が即時抗告したのが本件である。

◆証拠保全手続きのあらまし

本件決定の内容を理解するために、まずは証拠保全手続きのあらましについて確認してみたい。証拠保全とは、将来の訴訟に備えてあらかじめ証拠を保全する手続きである。そのためには、あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情があることが必要である（民事訴訟法234条）。医療記録の場合には、滅失、保存期間満了による廃棄、改ざんの恐れが理由とされることが多く、医療機関としては、特にカルテなどの改ざんがなされる恐れを理由とされることには大きな抵抗感を持たれると思う。現実的にはカルテなどの改ざんは決して多いわけではないが、山崎

豊子原作の小説「白い巨塔」中に国立大学病院において、主治医が死亡した患者のカルテを改ざんしてミス隠す場面が出ており、この小説が再三テレビドラマ化されたこともあって、カルテ改ざんの現実的な可能性を世に知らしめることになったことは否定できないと思われる。

裁判所が保全決定を認めると、午前中に裁判所から医療機関に対して、当日の証拠調べの実施が連絡されて、午後には裁判官、書記官、申立人代理人弁護士が医療機関に赴いて、保全手続きを行うことになる。医療機関側において保全の対象文書を任意にコピーしてあげる場合もあるが、申立人側では自前のコピー機やカメラマンを準備していくことが多い。保全決定の対象になっていたとしても、本件通知書のように医療機関側が文書の任意の提出をしない場合には、裁判所が検証物提示命令の申立てを判断することになる。

なお、証拠保全の決定に対しては医療機関では不服申立てをすることができないシステムになっている（民事訴訟法238条）。したがって、証拠保全の問題点を争う主戦場は検証物提示命令の申立て手続きとなる。

個人情報保護の要請によって、医療機関においても任意のカルテ開示が一般的になり、電子カルテの普及もあって、証拠保全の必要性は以前より少なくなったはずである。しかしながら、現在でも裁判所から今日の午後に証拠保全に行くとの連絡があったという医療機関からの相談を受けることがし

ばしばある。証拠保全は物々しい手続きであり、忙しい医療行為の合間に裁判所や申立人代理人弁護士と対応することは大きな事実上の負担を伴うものであるが、当職は基本的には裁判所の要請に応じる形で粛々と対応することを勧めている。証拠保全がなされれば、カルテなどの医療記録が改ざんされたか否かという嫌な争点は問題にならなくなるのである。

もっとも、証拠保全の対象としてふさわしくない文書が決定に含まれている場合には、任意提出せずに、検証物提示命令の申立て手続きにおいて争うことも忘れないようにと指導している。その代表的な文書が本件のような保険会社に対する通知書および院内の調査報告書である。その理由について判例を紹介しながら説明することとしたい。

◆決定の要旨

裁判所は、本件通知書は民事訴訟法220条4号ニ所定の「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解して、本件抗告を棄却した。開示されると個人のプライバシーが侵害されたり、個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り当該文書は「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に当たると解するのが相当であるとした。

そして、本件通知書は原告人から損害賠償請求を受けた相手方が、保険会社との間の保険契約に基づき、保険金の支払いを受ける手続きの一環として本件約款に定める事項を記載し、保険会社に損害賠償請求に対する検討資料を提供するため、相手方の意見や反論を記載して作成した書面であるから、専ら相手方と保険会社との間で作成され、それ以外の第三者には開示することが予定されていない文書というべきである。本件通知書には、相手方の意見や反論など紛争の一方当事者である原告人に開示するのは相当でない事項も記載されて

おり、開示されると相手方による自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって相手方に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあると認められるとした。

◆この決定および関連する問題の紹介

民事訴訟法220条は文書提出義務の規定であり、文書提出命令の根拠規定となっている。証拠保全の場合の検証物提示命令がこの文書提出義務よりも広がるのは潜脱となって不当であり、本件についても同条を基にして、提示命令を認めない判断をしたことは相当である。

院内調査報告書が証拠保全の決定に含まれる場合がある。同種の報告書についてはそもそも廃棄や改ざんなどは想定できず、「あらかじめ証拠調べをしておかなければその証拠を使用することが困難となる事情がある」とは言いがたく、本来は裁判所が証拠保全の決定から外するのが相当である。検証物提示命令も、院内関係者の自由な意思によって真実を探求し、再発防止を目的としており、患者側や第三者に公表することを予定したものではなく、本件通知書と同様に考えるべきである。ちなみに、文書提出命令事件についてはあるが、東京高裁平成15年7月15日決定は、院内調査報告書の提言部分については認めるも、事情聴取部分の提出義務を否定している。

◆証拠保全への対応として学ぶべきこと

- ①証拠保全により、カルテなどの改ざんの有無という争点なくなるので、感情的に嫌がらずに裁判所の要請に応じて粛々と対応すること。
- ②ただし、院内調査報告書や保険会社への通知書といった診療後の内部文書については、「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」として、任意提出を争う対応が望ましいこと。
- ③もちろん、①②の前提として、カルテなどの医療記録の記載を重要にとらえ、必要なことはきちんと記載し、決して改ざんなどしないこと。